

企画競争実施の公示

令和元年10月7日

京都・兵庫・鳥取三府県広域観光交流圏推進実行委員会 会長 城 友美子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

「令和元年度山陰海岸ジオパークエリア誘客促進事業（仏）」

(2) 業務内容等

【業務の目的】

昨年、フランス市場からの訪日外国人旅行者数は 304,900 人で過去最高を記録、初めて年計で 30 万人を超え、訪日旅行市場が拡大しており、地方へのニーズも高まっていることが推察される。

京都・兵庫・鳥取三府県広域観光交流圏推進実行委員会では、山陰海岸ジオパークを含む日本の自然景観や食、伝統文化・歴史に興味関心が高く、長期滞在・広域周遊旅行を好むフランス市場に焦点をあて、山陰海岸ジオパークや天橋立、城崎温泉といった日本海側に広がる自然景観、温泉、観光スポットや、食や文化といった地域の観光の魅力を現地メディア等で効果的に情報発信することによって、当該地域への訪問意欲を喚起し、誘客促進を図るものとする。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和2年3月23日（月）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令台165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 京都府、兵庫県、鳥取県のいずれからも指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、京都府、兵庫県、鳥取県及び国等の行政機関からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

E-mail: kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

TEL: 0857-26-7633/ FAX: 0857-26-8308

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

企画提案書（A4判20枚以内程度）には次の事項を記載してください。

- ・業務の実施方針、手法
- ・業務の実施体制、実施行程
- ・定性・定量目標（掲載本数、媒体接触者数、広告費用換算、フォロワー数、「いいね」獲得数等）
- ・緊急時の連絡体制
- ・業務項目別の経費概算

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和元年10月21日（月） 17時00分（必着）

場 所：（1）に同じ

方 法：持参、郵送（書留郵便等記録の残る方法に限る。）又は電磁的方式（事前に電話により申し出ること。）

なお、電子データによる提出の場合は1つのファイルにして、その容量は原則5MB以下とすること。また、持参もしくは郵送による提出の場合は原則9部用意することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) 企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：事業目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②業務内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門知識：業務を遂行するために必要十分な専門知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 本業務の支払い条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 - ・契約額：270万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

- (8) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (9) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (11) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、法令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。
- (12) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (13) 企画競争の結果は、原則として14日以内に、企画提案者に対して通知する。
- (14) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は京都・兵庫・鳥取三府県広域観光交流圏推進実行委員会に帰属する。
- (15) 不明な点等のお問い合わせ先等
 - お問い合わせ先：3.(1)に同じ。
 - お問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。